

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
当たるときは、  
翌日)

## ◇告 示 目 次

- 身体障害者福祉法による医師の指定  
保険医の登録
- 国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
- 地域森林計画の決定
- 地域森林計画の変更
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地改良事業の認可(二件)
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 土地改良事業の工事の完了
- 都市計画の変更に係る図書の縦覧
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
- 歯科衛生士試験の実施
- 歯科技工士試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第五百十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和五十一年三月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏 名	勤務先又は居住地
内科	倉 元 義 人	境港市米川町四四番地 鳥取県済生会境港病院
"	木 下 大 吉	"
"	坂 口 茂 正	"
"	近 藤 純 一	"
外科	柿 坂 俊 武	八頭郡八東町大字北山七三番地

### 鳥取県告示第五百一十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十一年三月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
渡 部 道 雄	鳥医第二、〇四九号	昭和五十一年二月十六日
田 中 一 徳	第二、〇五〇号	"
木 佐 俊 郎	第二、〇五一号	"
天 川 一 郎	第二、〇五二号	"
林 正 郎	第二、〇五三号	"
岡 崎 哲 也	第二、〇五四号	"
川 口 俊 夫	第二、〇五五号	"
森 尾 眞 介	第二、〇五六号	"

鳥取県告示第五十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬

剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国医第二、〇五〇号	田 中 一 徳	昭和五十一年二月十六日
第二、〇五一号	木 佐 俊 郎	"
第二、〇五二号	天 川 一 郎	"
第二、〇五三号	林 正 郎	"
第二、〇五四号	岡 崎 哲 也	"
第二、〇五五号	川 口 俊 夫	"
第二、〇五六号	森 尾 眞 介	"

鳥取県告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、八頭地域森林計画をたてたので、同法同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 八頭地域森林計画書

(二) 八頭地域森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年三月二日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び八頭地方農林振興局

鳥取県告示第百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定に基づき、鳥取森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 鳥取森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区

画区の地域森林計画変更計画書

(二) 鳥取森林計画区、倉吉森林計画区及び米子森林計画区

画の対象とする森林の区域の変更に係る森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年三月二日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び一の(一)に掲げるそれぞれの森林計画区を所管する地方農林振興局

鳥取県告示第百五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十一年三月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

関金土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	池谷房男	東伯郡関金町大字山口五八四番地
"	大本正顕	"
"	谷本貞雄	"
"	高倉豊	"
"	福永好一	"
"	小林章人	倉吉市志津二〇六番地
"	増田義人	東伯郡関金町大字堀二、二六八
"	山田紀久	"
"	西田敬一	"
"	世瀬隆徳	"
"	本高定雄	"
"	加藤登	"
		明高一、一九四
		八七八
		堀二、九二三
		明高九四一番地二
		今西一、〇四四
		泰久寺六一四
		一四六
		松河原一五五
		一、二〇三



〃 鳥 飼 昇 〃 関金宿五四七番地

昭和五十一年一月二十八日開催の臨時総代会において総選挙の結果当選し、昭和五十一年二月十日就任 任期四年

鳥取県告示第五十六号

八東町から申請のあつた町営土地改良(岩淵地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年二月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年三月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十七号

気高町から申請のあつた町営土地改良(夏ヶ谷地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年二月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年三月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十八号

赤碓町から申請のあつた町営土地改良(出上地区ほ場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条

第一項の規定に基づき、昭和五十一年二月二十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十一年三月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、西伯町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年三月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工 事 完 了 年 月 日
掛長地区ほ場整備事業	昭和五十年十二月二十日
西伯地区ほ場整備事業	昭和五十年十二月二十五日
馬徳地区ほ場整備事業	昭和五十年十二月十八日

鳥取県告示第六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図

書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十一年三月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 変更に係る都市計画の名称

変更前 二・一・四号 叶裁判所線

変更後 一・三・二号 八坂裁判所線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分

鳥取市叶字中島河原、字河原口、字三牧、字大高瀬及び字大向イ、

数津字大向イ、国安字一里塚、字高土手ノ一、字高土手ノ二、字下

河原、字外新田下ノ割、字逆巻、字三ツ井、字村ノ下、字長屋前、

字居村、字瀬戸川、字供養塚、字宮ノ元、字宮ノ上、字土手ノ内及

び字小保手並びに八坂字玉津河原及び字保ヶケカ鼻

変更する部分

鳥取市宮長字井原、吉成字外河原及び叶字八反田

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第二項において準用する同法第六十二條第一項の規定に基づき、鳥取都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六條の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業二等大路第二類第七号 飛行場布勢線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

收用の部分

昭和四十八年一月鳥取県告示第五十七号の事業地に鳥取市湖山町字添原上道及び字向池淵を加える。

公 告

歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第11条第1項の規定による歯科衛生士試験を次のとおり実施する。

昭和51年3月2日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 実施期日  
学説試験 昭和51年4月3日 午前9時から  
実地試験 昭和51年4月4日 午前9時から
- 2 実施場所  
鳥取市戎町325番地 鳥取県立歯科衛生士学院
- 3 受験願書の提出期限  
昭和51年3月10日まで
- 4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。

歯科技工法（昭和30年法律第168号）第12条第1項の規定による鳥取県歯科技工士試験を次のとおり実施する。

昭和51年3月2日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 実施期日  
実地試験 昭和51年3月21日 午前9時から  
学説試験 昭和51年3月22日 午前9時から
- 2 実施場所  
鳥取市富安2丁目84番地 鳥取高等歯科技工士学院
- 3 受験願書の提出期限  
昭和51年3月10日まで
- 4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。